

2004年8月24日

中央環境審議会
総合政策・地球環境合同部会
施策総合企画小委員会
委員長 森嶋 昭夫 殿

委員 榎本 晃章

「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間とりまとめ（素案）」 に関する意見

<全体としての意見>

8月10日付の意見書でも意見を述べておりますが、8月19日付け修正案においても、産業界の意見が記述されてはいるものの、記述直後に否定するといった箇所が散見され、残念に存じます。

今回の取りまとめは「これまでの議論の論点の整理」であると理解をしておりますが、税の導入を前提とした記述が依然として多く見られます。

今回の取りまとめの趣旨を踏まえ、当該箇所は、より中立的な書き方へ修正していただけますようお願いいたします。

さらに、産業界などからは環境税への強い反対があることを明記されることを希望いたします。

<各論>

●地球環境部会における温暖化対策税制の評価

(5頁：1行目～)

地球環境部会では税の議論は行なっておらず、税が有効な手段であるとの評価もしていない。同部会の中間とりまとめでは「経済的手法の追加に当たっては、温暖化対策税制が有力な手段であると考えられるが、有効性についての疑義が複数の委員からあり、その効果や使途の在り方、他の施策との組み合わせ等について更に議論を深めることが適当である」という主旨の記載であり、正しく引用すべき。「地球環境部会の中間とりまとめにおいても有力な手段であると指摘されている」という部分は、本小委員会のとりまとめが地球環境部会に反映されるのが順序であり、削除すべき。

●自主的取組みに関する評価

(6頁：(事業者等による自主的取組みの促進)6行目～)

自主行動計画は取組み方によって十分に透明性をもって行なわれうるものであり、「目標を達成できるだけの取組が透明性をもって行なわれる制度的な保証

がない」の記述にあるような「制度的な保証」は不要である。したがって、本箇所を削除し、「その自主的取組みの透明性や実効性を保証するため、経団連として関係審議会でのレビューを受けたり、環境自主行動計画第三者評価委員会を設置して評価を受ける等の努力をしている」旨の追記を求めたい。

また自主的な取組みが社会公約として認知され、この拡大を求めていく以上、「公平性が確保されない」という問題よりは、自主行動計画に参加していない多くの企業に、如何に、積極参加をするように状況を作ってゆくかが課題であり、その記述に変更するほうが適切。

●情報提供や普及啓発の重要性の明記

(6頁：(情報提供、教育及び普及啓発)8行目～)

「他の施策の効果を発揮させるという観点からも重要な施策」ではなく「必要なもの」である。その意味からも、本項を、情報提供や普及啓発の効果を否定する文章で終わらせるのではなく、「困難であるが、政府においては、効果をより確実なものとするよう効果的な実施方法を検討すべきである」という表現とすべき。

●温暖化対策税制のデメリット

(7頁：(温暖化対策税制、課徴金)への追記)

「また液晶テレビや薄型鋼板などの新しい省エネ製品の生産時への税負担を増やすことにより、その普及を妨げる惧れがある」ことを追記してほしい。

●国内排出量取引制度の問題点

(8頁：(国内排出量取引制度)3行目～)

「国内排出量取引制度が最小コストであるための前提は、国内に安価な削減量が豊富に存在すること」を明記すべき。

また、「政府が企業等に温室効果ガスの排出枠(言い換えれば適切なエネルギー使用量)を強制的に割当てるとは、規制的・経済統制的な政策であるとの指摘がある」ことも追記すべき。

●京都メカニズムの活用

(8頁：(京都メカニズム)8行目～)

ここで主張して欲しいところは、京都メカニズムが国内対策に対して補足的とされている点を、より経済的で、実効有らしめるという観点から、補足的という制約を取り払うことである。現にオランダは削減量の半分を京都メカニズムで対応することとしている。さらに考慮すべきは、EUは、加盟国の取り組みと域内全域での取り組みを巧みに組み合わせたいこうとしており、一国だけで、国内対策を中心にし、京都メカニズムをただ補足的とし続けるのは、場

合によると日本だけになりかねない要素すらあるという点である。

少なくとも「地球規模の削減に貢献しうる CDM や JI について、柔軟かつ積極的に活用すべき」との意見があることを併記すべき。

●温暖化対策税制の公平性、効率性、確実性に関する評価

(9 頁：5 行目～ 2 つめの○、3 つめの○)

2 つめの○にある「3 つの視点からの比較」の内容は、特に効率性、確実性について、全ての施策の比較がされている訳でもなく、不十分な評価と言わざるを得ない。

さらに、以下に示すとおり様々な評価があるところであり、税が有効との評価を本委員会でも議論された結果として断定的に記載することは尚早である。よって 3 つめの○は削除すべき。

公平性の観点：自主的取組みについて「問題に関する社会的関心が高まれば、取組みに参加することが市場評価を上げるという共通認識が広がることで、公平性の問題は解決しうる」ことを追記すべき。また税について「他方、アメリカや中国、韓国などとの激しい国際競争にさらされている企業にとって、国際的に見ると公平ではないとの指摘がある」ことを追記すべき。また、「他方、個人や企業が必死に努力してエネルギー消費を 1 割削減しても、残りの 9 割のエネルギー消費に対し課税されるなど、努力が十分に報われず、公平性から見て好ましくない」ことを追記すべき。

効率性の観点：「二度の石油危機後、精一杯の省エネ努力をしてきた日本企業にとって、追加的な省エネの余地は少なく、あるとしても限界削減コストはきわめて高く、税よりも CDM などの京都メカニズムを活用する方が費用対効果は高く、効率性の観点から優れる」ことを追記すべき。

確実性の観点：また「京都メカニズムでは必要なクレジットを確保できれば所定の削減量を達成する確実性があるが、税では所定の削減を達成できる確実性が乏しい」ことも追記すべき。

●税の価格インセンティブ効果について

(10 頁：(価格インセンティブ効果) 2 つめの○)

「価格インセンティブ効果が長期的に多くの部門で高いとの報告がある」との記載がある一方で、「エネルギーについては、価格インセンティブ効果が低いとの指摘もある」ことも併記されており、「買い換え時にはインセンティブ効果が相当程度期待できる」と断定付けることは論理に矛盾があるので削除すべき。

また、3 つ目の○として、「二酸化炭素排出量の増加している民生・運輸部門

の伸びをいかに抑えるかが、第二ステップの大きな課題であるが、税率がかなり高くないと価格インセンティブ効果は働かず、高くすると経済に与える悪影響が大きいというジレンマが指摘されている」ことを追記すべき。

●経済モデルについて

(11頁：(2) 経済モデルによる効果の試算)

AIMモデルの前提として「エネルギーコストを含む総コストが、他の技術を上回った場合、即座に全てが入れ替わる」としている訳で、このモデルの重要な前提も記載すべき。特に、歳出側で、何に、あるいは、いかなることに、どのような経済的傾斜をつけて、シミュレーションがされているかを明記する必要がある。

さらに3つ目の○として、「これに対し、税收の使途が明示されないまま、二酸化炭素の削減効果が計算されていることは納得できず、まさに始めに税ありきの試算であるとの指摘があった」との追記をすべき。

●欧州諸国における温暖化対策税制に関する記載

(11頁～12頁：(3) 欧州諸国における温暖化税制の効果)

各国政府の税導入の背景、税收の使途、国際競争力に配慮した減免措置などについても記載すべき。

●税の経済影響について

(13頁：(景気、雇用、賃金への影響))

委員会での議論を正しく表現するため、2つ目の○の、「しかし」を「これに対し」に変更。「考えられる」を「指摘もある」に変更すべき。

さらに、3つ目の○として、「他方、日本企業は相当の省エネ努力をしており、更なる省エネには大きな限界がある」ことを追加すべき。

●国際競争力に与える影響に関する考察

(14頁：(国際産業競争力への影響、産業空洞化問題))

p14の3行目～「このため・・・考えにくい」の後に、「他方、最近企業の努力で人件費率が低下傾向にあり、素材産業を中心に、エネルギーコストのウェイトは相対的に上昇しつつある」ことを追加。さらに「海外生産との競争においては、エネルギーコストの上昇は大きな影響を与えうる」旨を追加すべき。

同じく5行目～「また、・・・低い業種もある」の後に、「しかし、エネルギーコストが上昇することにより、こうした業種でも輸入の大幅な増加が懸念される」ことを追加。

●世界規模での排出量の増加

(14頁：(世界規模でみた排出量の増減について) 2つめの○)
委員会での議論を正しく表現するため、「しかし」を「一方」に修正すべき。

●エネルギー諸税の負担の大きさについて

(14頁：(エネルギー関係諸税の負担))

2つ目の○として、「これに対し、日本企業の競争相手は主としてアメリカやアジア企業であり、こうした国々の企業と比べて競争上大きなマイナスとなるとの指摘がある。」ことを追加。

●経済モデルによる影響の試算

(15頁：(A I Mモデルによる試算))

4つ目の○「京都議定書に米豪が参加せず独自路線をとるとの仮定の下、先進国で温暖化対策税を導入した場合」とあるが、「京都議定書に米豪が参加せず独自路線をとる一方で、米豪を含む全ての先進国で温暖化対策税を導入した場合」と修正し、米国や豪州を含む全ての先進国に温暖化対策税を導入して試算しているモデルの前提を明記すべき。

また、3つ目の○の後に、「特に素材産業では、炭素トンあたり 3400 円の課税では、業界全体で数百億円から千数百億円の増税となり、深刻な影響が出る恐れがある」ことを追加すべき。

●温暖化対策税の税率に関する疑問

(17頁：(税率の水準))

3つ目の○として、「1兆円もの税収の使途も固まっていないのになぜ 3400 円を一つの目安とするのか疑問であるとの指摘がある」旨を追記すべき。

●既存税制との調整

(19頁：(既存エネルギー関係諸税との関係) 7行目～)

既存税との調整は、前回の委員会でも多くの委員から指摘があったとおり、きちんと行なうべきものであり、「できる限り、必要な範囲」に限定すべきでない。

特に、「昨年度導入された石油石炭税を始め、エネルギー関連諸税は既に 5 兆円を超える税収があるため、仮に新たな財源が必要となったとしても、これらの既存財源の見直し・調整により捻出することに、まず尽力すべきであるとの意見があった」との追加記載をすべき。

●消費税に関する記述

(21頁：(4) その他)

1つめの○において、消費税等に財源を求めることは不適切との結論を示し

ているが、当委員会においては、結論に至るまでの十分な議論をしておらず、削除すべき。

●今後の検討の進め方について

(22頁：5. 今後の検討の進め方)

今後の検討の中で、特に税収の使途の中で、「現在の大綱予算の使途・効果についても評価すべき」旨を記載すべき。

また、2つ目の○として、「なお産業界他からは、税収の使途も固まっていない環境税の必要性、有効性について疑問が出されるとともに、国際競争力への悪影響の懸念から強く反対しており、導入の是非をめぐっては今後更なる意見交換が必要である」ことを追記してほしい。

以上